

インド経済

PLI 制度の概要

2021年6月

1. はじめに

2021年2月 Sitharaman 財務大臣は国家予算にて、2021-22年度より5年間、約1.97兆ルピーを生産連動補助制度（以後 PLI 制度）に拠出すると発表した。インド政府は、2020年3月に携帯・電子部品、原薬（API）・主要な出発原料（key starting materials）・医薬品中間体、医療機器への PLI 制度を承認し、その後、2020年11月に自動車・ACCバッテリー・製薬・通信ネットワーク機器・食品を含む10分野の予算を追加承認している。PLI 制度の目的は、特定製品の輸入依存からの脱却、インド国内生産の促進、輸出の奨励である。本ニュースレターでは、2021年6月21日時点で PLI 制度の通達が発行されている食品・医薬品・白物家電・ACCセルバッテリー・通信ネットワーク機器・ITハードウェアを取り上げる。

2. 概要

PLI 制度は基準年度からの売上高の増加額に対してインセンティブが付与される制度である。同制度では、売上高の増加額の基準及び累積投資額の基準が設けられている。インド政府は2020年3月に携帯・電子部品、原薬（API）・主要な出発原料（key starting materials）・医薬品中間体、医療機器への PLI 制度を承認し、5,131億ルピーの予算を割り当てた。加えて、2020年11月に下記の10分野に関する PLI 制度を追加承認し、1兆4,598億ルピーを配分した。

自動車・自動車部品 Department of Heavy Industries 5,704億ルピー	先端化学セル(ACC)バッテリー NITI Aayog and Department of Heavy Industries 1,810億ルピー	医薬品 Department of Pharmaceuticals 1,500億ルピー	通信・ネットワーク Department of Telecom 1,219億ルピー	食品加工 Ministry of Food Processing Industries 1,090億ルピー
繊維製品 Ministry of Textiles 1,068億ルピー	特殊鋼 Ministry of Steel 632億ルピー	白物家電(AC・LED) Department of Promotion of Industry 623億ルピー	ITハードウェア Ministry of Electronics and I.T. 500億ルピー	高効率太陽光PVモジュール Ministry of New and Renewable Energy 450億ルピー

下記の表は、2021年6月21日時点の分野別の PLI 制度の通達・ガイドラインの発表状況を示している。食品加工、ITハードウェア、太陽光 PV モジュール、通信ネットワーク、白物家電、先端化学セル（ACC）バッテリーの7分野に関しては、PLI 制度の通達が発表されている。しかし、自動車・自動車部品、繊維製品、鉄鋼の3分野に関しては、PLI 制度の詳細が未発表である。特に日系企業の多くが自動車・自動車部品に属するため、PLI 制度の関心が高まっている。

S.no.	分野	通達	ガイドライン
1	食品加工	✓	✓
2	ITハードウェア	✓	✓
3	太陽光PV モジュール	✓	✓
4	医薬品	✓	✓
5	通信・ネットワーク	✓	✓
6	白物家電	✓	✓
7	先端化学セル(ACC)バッテリー	✓	×
8	自動車・自動車部品	×	×
9	繊維製品	×	×
10	鉄鋼	×	×

(※上記は 2021 年 6 月 21 日時点の情報である。)

3. 業種別の PLI 制度

A. 食品

a) 申請者の分類

申請者は次の 3 つに分類される。

- 大規模製造業者
- 中小企業
- インド国外でのブランディング及びマーケティング

b) 適用基準

インセンティブの対象となる食品分野及び売上高・投資基準は以下の通り。

分類	分野	2019-20 年度の売上高基準 (億ルピー)	投資額基準 (億ルピー)
1	調理食品 (Ready to Cook/Ready to Eat)	50	10
	加工果物・野菜	25	5
	海産物	60	7.5
	モッツアレラ・チーズ	15	2.3
2	革新的・オーガニック製品を生産する中小企業	<ul style="list-style-type: none"> • 中小企業 (Udyog Aadhar/Udyami) 登録者 • 2019-20 年度の売上高基準 1000 万ルピー • オーガニック製品の農業・加工食品輸出促進機構 (APEDA) への登録 	
3	インド国外でのブランディング及びマーケティング	<ul style="list-style-type: none"> • インドで製造される国内ブランドのみ 	

c) 申請期限

食品分野における PLI 制度の申請期限は 2021 年 6 月 24 日である。

d) インセンティブ料率

インセンティブ料率は、対象年度及び製品分類により異なり、4%から 10%となる。

B. 医薬品

a) 適用基準

インド愛知デスク ニュース

医薬品製造業者の適用基準は以下の通り。

分類	グローバル製造 売上高*	予算 (億ルピー)	累積投資基準	2022-23年度の売上 高基準 (インセンテ ィブ付与の初年度)	成長率基準
A	INR 500億ルピー以上	1,100	5年間で 100億ルピー	5億ルピー超	
B	50億ルピー以上 500億ルピー未満	225	5年間で 25億ルピー	1億ルピー超	前年度の売上実績を基 準に7%の成長率を維 持する必要がある。
C	50億ルピー未満	175	5年間で 5億ルピー	1000万ルピー超	
	中小企業	175	5年間で確約し た投資額	500万ルピー超	

*グローバル製造売上高は、2019-20年度の申請者及びグループ会社の連結売上高を指す。

b) 対象製品

PLI制度の対象となる医薬品は以下の通り。

分野	医薬品
1	バイオ医薬品、複雑なジェネリック医薬品、特許医薬品、細胞・遺伝子治療医薬品、希少疾病用医薬品、特殊空カプセル、複雑な添加剤、薬草 (phytopharmaceuticals) など
2	原薬 (API) ・主要な出発原料 (key starting materials) ・医薬品中間体 ※前回の PLI 制度の対象となった製品を除く
3	リパーバッド・ドラッグ (Repurposed drugs) 、自己免疫疾患治療薬 (autoimmune drugs) 、抗がん剤、抗糖尿病薬、抗感染症薬、心血管薬、向精神薬、抗レトロウイルス薬、対外診断薬キットなど

c) 申請期限

医薬品の PLI 制度における申請期限は 2021 年 7 月 31 日。

d) インセンティブ料率

インセンティブ料率は対象製品及び対象期間により異なり、3%から 10%である。

C. 白物家電

a) 適用基準

AC 及び LED ライトにおける PLI 制度に関する適用基準は以下の通り。

AC

Sr. No.	対象製品	大規模投資		通常の投資	
		5年間の累積投 資額基準 (億ルピー) *	5年目での売上高 増加額基準 (億ルピー) *	5年間の累積投 資額基準 (億ルピー) *	5年目での売上高 増加額基準 (億ルピー) *
1	AC (部品を含む)	60	300	30	150
2	高価値中間部 品 (Aluminum Foil, Cu tube, Compressor)	40	200	25	125

インド愛知デスク ニュース

3	低価値中間部品 (PCB Assembly for Controllers, BLDC Motors, Service Valves)	10	50	5	25
---	---	----	----	---	----

*通達には毎年度の累積投資額基準及び売上高増加額基準が設定されている。

LED ライト

Sr. No.	対象製品	5年間の累積投資額基準	5年目での売上高増加額基準	5年間の累積投資額基準	5年目での売上高増加額基準
		(億ルピー) *	(億ルピー) *	(億ルピー) *	(億ルピー) *
		大規模投資		通常の投資	
1	LED ライト (主要部品を含む)	30	180	10	60
2	LED ライトの部品	2.5	15	1	6

*通達には毎年度の累積投資額基準及び売上高増加額基準が設定されている。

- b) 対象製品
対象製品は AC・LED ライト及びその部品。
- c) 申請期限
AC・LED ライトにおける PLI 制度の申請期限は 2021 年 9 月 15 日。
- d) インセンティブ料率
インセンティブ料率は 4-6%。

D. 先端化学セル (ACCs) バッテリー

先端化学セル (ACCs) は、電気エネルギーを電気化学あるいは化学エネルギーとして貯蔵し、必要な時に電気エネルギーに変換する貯蔵技術である。先端化学セルバッテリーの PLI 制度の目的は以下の通り。

- 累計 50 GWh の製造設備を設置すること。
 - 毎年 2,000 億ルピーの代替品輸入を減らすこと。
 - EV の普及を促進すること。
- a) 適用基準
- 最低 5 GWh の製造設備を設置。
 - 2 年以内に 1 GWh 当たり 22.5 億ルピーの投資を義務付け。
 - 2 年以内に最低 25% の国内付加価値、5 年以内に 50% の付加価値の達成義務。
 - 2 年以内に製造設備を稼働させること。
- b) 申請期限
今後発表されるガイドラインを参照。
- c) インセンティブ料率

今後発表されるガイドラインを参照。

E. 通信ネットワーク機器

a) 適用基準

通信ネットワーク機器の PLI 制度の適用基準は以下の通り。

I. MSME（中小企業）：2021-22 年度からの 4 年間の投資確約金額 1 億ルピー超

- 4 年間の累積投資額基準：投資確約金額
- 4・5 年目の売上高増加額基準：投資確約金額の 3 倍
- 4・5 年目の売上高基準：投資確約金額の 20 倍

II. MSME 以外：2021-22 年度からの 4 年間の投資確約金額 10 億ルピー超

- 4 年間の累積投資額基準：投資確約金額
- 4・5 年目の売上高増加額基準：投資確約金額の 3 倍
- 4・5 年目の売上高基準：投資確約金額の 20 倍

b) 対象製品

- コア・トランスミッション設備
- 4G/5G・次世代ラジオアクセスネットワーク・ワイヤレス設備
- アクセス・顧客構内設備（CPE）、IOT（Internet of Things）、アクセス機器、その他のワイヤレス設備
- エンタープライズ設備：スイッチ・ルーター
- その他

c) 申請期限

通信ネットワーク機器における PLI 制度の申請期限は 2021 年 7 月 3 日。

d) インセンティブ料率

- MSME：4%から 7%
- MSME 以外：4%から 6%

F. IT ハードウェア

a) 適用基準

IT ハードウェア機器の PLI の適用基準は以下の通り。

Sr. No.	対象企業	4 年間の累積投資額 基準（億ルピー）	4 年目の売上高増加額 基準（億ルピー）
1	IT ハードウェア企業	50	1,000
2	内国会社（Domestic Companies）*	2	30

*内国会社（Domestic Companies）とは、居住インド市民による所有・支配されている企業である。

b) 対象製品

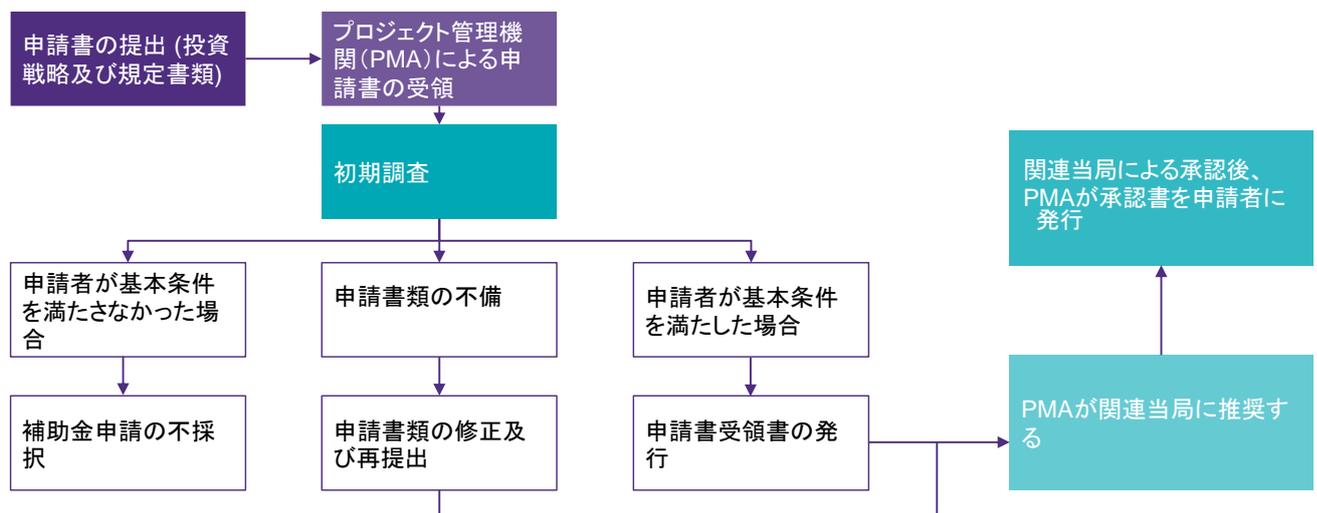
- I. IT ハードウェア企業：対象製品は、ラップトップ（製品価格 3 万ルピー以上）、タブレット（製品価格 1 万 5 千ルピー以上）、デスクトップ PC、サーバー
- II. 内国会社：対象製品は、ラップトップ、タブレット、デスクトップ PC、サーバー

- c) 申請期限
申請期限は 2021 年 4 月 30 日。しかし、企業の申請状況により、再度申請を受け付ける可能性があるため、今後の政府からの発表を注視すべきである。
- d) インセンティブ料率
インセンティブ料率は、1%から 4%。

4. PLI 制度における申請及び支払手続き

A. 申請手続き

PLI 制度における申請手続きは以下のフローチャートに記載している。まず申請者は投資戦略及び規定書類を作成し、プロジェクト管理機関に提出する。プロジェクト管理機関がガイドラインに規定されている適用条件を満たしているか、規定の書類を提出しているかを確認する。もし申請者が適用条件を満たしていない場合、補助金申請は不採択となる。また、申請書類に不備があった場合、プロジェクト管理機関が申請者に修正及び資料の再提出を依頼する。プロジェクト管理機関が確認し、提供条件及び提出書類に不備がなかった場合、プロジェクト管理機関は関連当局に補助金申請者を推薦し、関連当局が最終判断をする。関連当局が承認後、プロジェクト管理機関が申請者に対して補助金申請の採択を通知する。



B. 支払手続き

- 申請者はインセンティブの支払申請書を提出する。
- プロジェクト管理機関が申請内容を確認する。
- 所轄の省による承認後、プロジェクト管理機関が支払処理を実行する。

5. 終わりに

PLI 制度の第 1 弾である、携帯・電子部品、原薬 (API)・主要な出発原料 (key starting materials)・医薬品中間体、医療機器に加え、順次第 2 弾となる食品・医薬品・白物家電・ACC セルバッテリー・通信ネットワーク機器・IT ハードウェア分野の PLI 制度が発表された。本制度は海外からの新規投資を呼び込むというよりむしろインド国内の大企業・中小企業の追加投資を促進するものである。コロナの第 1 波、第 2 波により、深刻な景気減速に直面したインドにおいて、PLI 制度は事業活動の活性化のための重要な景気刺激策である。PLI 制度の対象となる企業は、他の補助金申請者と差別化できるように精緻な事業・投資計画を作成し、政府を説得できるように準備することを推奨する。

執筆

荒木 基晃（あらかき もとあき）

MBA、USCPA

2018年、太陽有限責任監査法人よりグラントソントン・インドニアに出向、ジャパンデスクを担当。
愛知県田原市出身。

Motoaki.araki@in.gt.com

グラントソントン・インドニア

グラントソントン・インターナショナル加盟事務所。監査・保証業務、税務業務、アドバイザー業務のフルライン専門サービスを提供。金融・自動車・メディア・ヘルスケア・不動産・消費財に強みを持つ。インド国内13都市15事務所、約4,500名の専門家を有する。

◆◇ 発行情報 ◇◆
インド愛知デスク

■発行元

2021年度インド愛知デスク運營業務受託者：松田綜合法律事務所（担当：弁護士久保達弘）
〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル7階
TEL: 03-3272-0101（代表） FAX: 03-3272-0102
URL: www.jmatsuda-law.com

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更は下記アドレスにご連絡下さい。
aichidesk@jmatsuda-law.com